

川崎市下肢等障害者自動車運転訓練費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、下肢等障害者に対して自動車運転免許（以下「免許」という。）の取得に要する費用の一部を助成し、下肢等障害者の就労等社会活動への参加を促進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、川崎市とする。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住し身体障害者福祉法（昭和24年法律第282号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者でありかつ身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表第5号の1級から4級のいずれかに該当する肢体不自由、内部障害、または聴覚障害を有する者をいう。

(助成額)

第4条 この事業による助成額は、各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所において、免許を取得するに要した費用のうち、技能教習時限数に1時限の単価を乗じて得た額の3分の2以内（円未満の端数は切り捨て）とする。ただし、その額が10万円をこえるときは10万円を限度とする。

(申請手続き)

第5条 この事業による助成を受けようとする者は免許取得を必要とする理由を明らかにして、居住地を管轄する福祉事務所長（以下「所長」という。）に、下肢等障害者自動車運転訓練費助成申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 申請を受けた所長は、申請内容を調査の上、助成の可否を決定する。助成可とする場合は、免許取得を条件に助成を行う旨を下肢等障害者自動車運転訓練費助成決定通知書（第2号様式）により、対象者あてに通知する。助成否とする場合は、下肢等障害者自動車運転訓練費助成却下通知書（第3号様式）により対象者あてに通知する。

(実績報告・請求)

第7条 この事業による助成決定通知を受けた者は、免許取得後すみやかに実績報告書（第4号様式）に自動車教習所の長の発行する技能検定試験合格証明書（第5号様式）と運転免許証の写しを添付して、所長に助成金の請求をするものとする。

(助成金の支給)

第8条 所長は、前条の請求に基づき助成金を支払うものとする。

(変更申請等)

- 第9条 助成対象者は、助成の決定を受けた日の属する年度内に運転免許の取得が困難になったとき、および自動車運転訓練を中止又は廃止する場合は、下肢等障害者自動車運転訓練費助成変更承認申請書（第6号様式）を所長に提出しなければならない。申請を受けた所長は、申請内容を確認し、下肢等障害者自動車運転訓練費助成変更決定通知書（第7号様式）により対象者あてに通知する。
- 2 前項の変更のうち、自動車運転訓練を取り止めた場合は、第6条による助成の決定は取り消されたものとし、その者は助成を受けることはできない。

(台帳の整理)

- 第10条 所長は、この事業の実施に関する助成台帳を作成し、5年間保存するものとする。また福祉事務所においては、免許取得者各人にかかわる免許取得の経過等を更正指導台帳に記録するものとする。

附 則

この要綱は昭和55年4月1日より実施する。

附 則

この改正要綱は平成3年9月1日より実施する。

附 則

この改正要綱は平成4年4月1日より実施する。

附 則

この改正要綱は平成13年4月1日より実施する。

附 則

この改正要綱は平成27年1月1日より実施する。

附 則

この改正要綱は平成28年4月1日より実施する。